

# In brief

## A look at current financial reporting issues

19 December 2014

### 連結の例外の適用

#### 論点

国際会計基準審議会 (IASB) は、2014年12月18日、国際財務報告基準 (IFRS) 第10号「連結財務諸表」および国際会計基準 (IAS) 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(2011年)の修正を公表しました。本修正は、投資企業およびその子会社への連結の例外の適用を明確化するものです。

#### 影響

##### 連結財務諸表の作成の免除

今回のIFRS第10号の修正は、投資企業の子会社である中間親会社が、連結財務諸表の作成の免除を利用可能であることを明確化しています。当該免除規定は、投資企業である親会社がその子会社を公正価値で測定している場合であっても利用可能です。

なお、中間親会社は、IFRS第10号が定める他の免除要件も満たす必要があります。

##### 投資企業の延長として行動している子会社

今回のIFRS第10号の修正は、投資企業の子会社が投資企業に該当せず、さらにその主要な目的および活動が投資企業である親会社の投資活動に関連する支援サービスを提供することである場合には、その投資企業は当該子会社を連結する必要があることを明確化しています。

ただし、本修正では、子会社自身が投資企業に該当する場合は、投資企業である親会社は当該子会社に対する投資を純損益を通じて公正価値で測定する必要があることを確認しています。子会社が投資活動に関連するサービスを親会社または第三者に提供しているか否かにかかわらず、本アプローチの実施が求められます。

##### 関連会社および共同支配企業に対する投資への持分法の適用

IAS第28号の修正では、投資企業ではない企業が、投資企業である関連会社または共同支配企業に対して持分を有している場合に、これらの企業への投資に持分法会計を適用する際の会計方針を選択することを認めています。当該企業は、投資企業である関連会社または共同支配企業が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を維持するか、あるいは公正価値測定を戻し入れ、代わりに投資企業の関連会社または共同支配企業のレベルで連結を実施するかを選択することができます。

## 経過措置

IFRS第10号およびIAS第28号(2011年)の修正は、2016年1月1日より適用され、早期適用は認められます。

## 考察

本修正は、企業集団に投資企業が含まれる場合において、利用可能な連結からの救済を明確化しています。これにより連結財務諸表を作成する企業が減少する可能性があります。

また本修正は、投資企業ではない投資者による関連会社および共同支配企業に対する投資についても救済を設けています。このような救済がなければ、当該投資者が公正価値測定に戻入れや追加的な連結手続を実施する際に、実務上の困難および追加のコストが生じることになるといえます。